

## 平成25年度財務省調達改善計画

平成25年5月15日

財 務 省

### 1. 調達改善計画の目的

財務省は、これまでも行政効率化の観点から種々の調達改善に係る取組を行ってきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づき、財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、調達改善を図ることとする。

このため、財務省において、引き続き調達改善計画を策定し、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

### 2. 現状の支出構造分析

平成23年度の財務省における調達の全体像は、別添の1. のとおり、契約件数は、約7千件、契約金額は、約1,495億円であり、物品役務等の調達は件数、金額とも9割以上となっており、その大宗を占めている。

重点的取組分野を選定するに当たり、平成24年度に引き続き、まずは、財務本省の現状の調達構造を把握・分析した上で、改善効果の大きな分野を対象として取組むこととする。別添の4. のとおり財務本省では、調達金額の大宗を占めるのが情報システム関係経費（約222億円・53%）となっており、前年度の取組状況を踏まえ、引き続き、財務本省において、情報システムの調達の見直しを重点的取組み分野とすることとする。

また、別添の2. のとおり競争性のない随意契約<sup>(注)</sup>については、「随意契約見直し計画」（平成19年1月改訂）に基づき、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式に移行した結果、全契約件数に占める競争性のない随意契約の割合は平成17年度の40%から、平成23年度は12%となっている。一者応札については、別添の3. のとおり平成21年3月に作成した「一者応札、応募に係る改善方策について」に基づき、改善に取り組んだ結果、平成20年度には1,564件あったものが、平成23年度には784件と大幅に削減している。

(注) 競争性のない随意契約とは、企画競争、公募による随意契約、不落・不調による随意契約以外の随意契約である。ただし、少額随意契約については、件数が膨大であり、金額や件数を正確に把握することは困難であるため除外している。なお、少額随意契約については、共同調達の拡大等により調達の改善を図ることとしている。

### 3. 重点的取組分野

#### (1) 競争性のない随意契約、一者応札の改善に関する取組

競争性のない随意契約については、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式に移行してきたところ。新たな契約で競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについて、引き続きその理由等の審査及び決裁を行い、内部牽制を有効に機能させるよう努める。

また、繰り返し一者応札となっているものについては、平成21年3月に発出した「一者応札、応募に係る改善方策について」に基づいて改善に取り組んだ結果、平成20年度に比較して平成23年度は、件数で5割程度減少（1,564件→784件）したところであるが、引き続き要因の分析等を行い一層の改善を図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性のない随意契約</li> <li>・ 一者応札の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規に発生する競争性のない随意契約は引き続き厳しく審査・決裁（引き続き実施）</li> <li>・ 一者応札、応募に係る以下の改善方策の更なる徹底（引き続き実施）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①公告期間の十分な確保</li> <li>②同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて、それぞれリンクすることによりお互いの入札情報を容易に閲覧できる情報提供の場の確保</li> <li>③業務等準備期間の十分な確保</li> <li>④業者等からの聴き取り結果の有効活用（今後の調達へ活用する方法をより明確化）</li> <li>⑤国庫債務負担行為による複数年度契約の活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な契約の確保</li> <li>・ 平成23年度一者応札件数の削減</li> <li>・ 競争性の確保</li> </ul>

(2) 庁費類（物品等製造・購入、役務）の調達の見直し

予算執行の効率化の要請の強い庁費関係のうち、大きなシェアを占めるため改善効果が大きい物品等製造・購入、役務に重点化して調達の改善に取り組む。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品等製造・購入</li> <li>・ 役務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 什器類、事務用消耗品等について同等品の活用（引き続き実施）</li> <li>・ 定期刊行物について調達数量及び種類の見直し（引き続き実施）</li> <li>・ コスト削減や事務量の縮減の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達に係る事務の効率化</li> <li>・ 定期刊行物の対平成23年度比部数ベース30%程度、金額ベース20%程度削減</li> </ul>

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
	<p>観点から同種の調達の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一連の調達において業務内容ごとに分離可能なものについて発注単位の見直し</li> <li>・ 業務等準備期間の十分な確保（引き続き実施）</li> <li>・ 同種の調達における共同調達をより一層推進し、適切な調達方法の活用</li> <li>・ 国庫債務負担行為による複数年度契約の活用（引き続き実施）</li> <li>・ 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件は一般競争入札又はオープンカウンター方式の実施</li> </ul>	

### (3) 共同調達の拡大

共同調達については、調達コスト低減等の観点から、対象品目の拡大を行っており、平成23年度は財務本省において27件実施した。平成25年度も対象品目の拡大を検討する。また、一括調達の運用ルール等に基づき、外局及び地方支分部局においても実施しているところであり、取組を継続する。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務本省における共同調達の拡大（引き続き実施）</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（平成23年度実施品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用消耗品   ・ 燃料</li> <li>・ 紙類           ・ 書籍</li> <li>・ OA機器消耗品   ・ 防災用品</li> <li>・ 清掃用消耗品   ・ クリーニング</li> <li>・ トイレtpーパー   ・ 備品</li> <li>・ その他消耗品</li> </ul> <p>（平成24年度追加品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配送業務</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方支分部局において各管下官署を含めた共同調達のほか、同一地方ブロック単位での府省横断的な共同調達の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目の拡大及び仕様書等の見直し</li> <li>・ 地方支分部局における共同調達の推進</li> </ul>

#### (4) 情報システムの調達の見直し

情報システムの調達に当たっては、予定価格・契約金額等について妥当性を判断するために専門的な能力が求められることから、財務本省においては、契約専門官<sup>(注)</sup>の知見を活用し、取組を進める。具体的には、情報システム調達の契約案件に対して開発コスト等の妥当性を検証するとともに、調達仕様書に基づく予定価格の作成事務、支援等を行う。また、情報システム調達の予算要求内容について、事前関与し、要求内容の確認等を行うとともに、実際の調達時まで進捗状況の管理を行うこととする。さらに、システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているのか等の観点からCIO補佐官による審査を行っており、引き続き実施する。

(注) 契約専門官は、情報システムに関する高度な知識、豊富な経験を有する外部専門家である。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・ 情報システム関係経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達仕様書の標準化を図るため、記載内容を整理し、CIO補佐官と連携の上、指針の作成（情報システムの分類を整理し、記載レベルを適切化することを含む）</li> <li>・ FP（ファンクション・ポイント）法の適用について検討</li> <li>・ SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価（引き続き実施）</li> <li>・ CIO補佐官による審査</li> <li>・ 複雑な仕様書について、外部専門家を活用した仕様書の作成、支援等の更なる活用（引き続き実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な予定価格の積算の確保</li> <li>・ 競争性の確保</li> <li>・ システムの目的・用途と仕様の内容の整合性の確保</li> </ul>

#### 4. その他の取組分野

##### (1) カード決済の導入

カード決済が可能な水道料金の支払いについては、現金を取り扱わないことによる安全性の確保等の観点から、カード決済の導入拡大を検討する。また、インターネットを利用したカード決済による物品の購入について、今後、メリット、デメリットを考慮しながら、導入の検討を行う。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・ 水道料金の支払	・ カード決済の導入拡大の検討	・ 東京都内に所在する官署のカード決済の導入拡大

## (2) 旅費に関する事務の効率化

財務省は、平成17年よりパック商品の利用促進を図るとともに、平成24年度より国内旅行について交通費の実費支給を行っており、これらの取組を引き続き実施し、旅費の効率的な執行に努める。

なお、財務本省等においては、国内出張チケット手配等を旅行代理店等へアウトソーシングし、旅費の効率的な執行に努めている。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・ 旅費	・ パック商品の利用促進（引き続き実施） ・ 導入が可能な部局においては、旅行代理店等へのチケット手配の利用促進（引き続き実施） ・ 官公庁用等プログラムにより取得した旅行券等の利用徹底	・ 旅費の一層効率的な執行

## (3) 総合評価落札方式の改善

総合評価落札方式の価格以外の要素を考慮する現行の方式について、これまでの経緯や取組、事務効率化の観点等を踏まえつつ、より透明・公正・公平な仕組みとなるよう評価手法の改善を図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・ 総合評価落札方式	・ 総合評価落札方式の実施に当たり、より適正な評価手法に改善	・ 評価の透明性、中立性及び公正性の向上

## (4) 人材の育成

一層複雑化・専門化している調達業務について、調達の専門人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、調達担当職員の能力及び意識の向上のため、研修等の充実を図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・ 研修の充実	・ 契約専門官による情報システム調達に係る研修 ・ 人材育成制度（トレーニー制度）を活用した地方支分部局職員の育成 ・ 会計事務職員向け研修等	・ 調達担当職員の能力及び意識の向上

## 5. 調達改善計画の実施状況の把握及び自己評価

調達改善計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。



### (3) 調達情報の開示

財務省の調達情報については、財務省ホームページに一元的なポータルサイトを設置し、下記のとおり様々な情報の開示を行っているところである。今後とも追加的な情報開示も含め、適切な調達情報の開示を行っていくこととする。

- ・ 競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・ 競争性のない随意契約
- ・ 委託調査費、タクシー代の支出状況
- ・ 公益法人等への支出状況
- ・ 競争入札案件情報、落札等情報
- ・ 企画競争情報、公募情報
- ・ 工事、物品・役務等の発注見通し

### (4) 外局及び地方支分部局の取組

外局及び地方支分部局は、財務本省において取り組むこととしている内容について、その取組状況、評価等を踏まえ、各部局の実情に応じて順次取組の拡大を図る。

( 別 添 )

## 1. 平成23年度の財務省の調達全体像

(単位：件、億円)

		公共工事等		物品役務等		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約方式	競争入札	(93%) 574	(89%) 97	(62%) 3,934	(64%) 881	(65%) 4,508	(65%) 978
	企画競争・公募による随意契約	(-%) —	(-%) —	(23%) 1,479	(4%) 61	(21%) 1,479	(4%) 61
	不落・不調による随意契約	(4%) 24	(5%) 5	(2%) 130	(6%) 80	(2%) 154	(6%) 85
	計	(97%) 598	(93%) 101	(87%) 5,543	(74%) 1,022	(88%) 6,141	(75%) 1,123
競争性のない随意契約		(3%) 16	(7%) 8	(13%) 825	(26%) 364	(12%) 841	(25%) 371
合計		(100%) 614	(100%) 109	(100%) 6,368	(100%) 1,386	(100%) 6,982	(100%) 1,495

(注1) 件数及び金額は、平成23年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致していない場合がある。

(注3) 上段（ ）書きは合計に対する割合を示している。

## 2. 財務省における平成23年度随意契約見直しの実施状況

(単位：件、億円)

年度	競争性のある契約方式		競争性のない随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
17	(60%) 4,907	(36%) 694	(40%) 3,254	(64%) 1,221	8,161	1,914
20	(83%) 6,684	(59%) 2,256	(17%) 1,395	(41%) 1,539	8,079	3,794
21	(88%) 6,843	(81%) 1,838	(12%) 948	(19%) 437	7,791	2,275
22	(88%) 6,491	(75%) 1,119	(12%) 871	(25%) 379	7,362	1,498
23	(88%) 6,141	(75%) 1,123	(12%) 841	(25%) 371	6,982	1,495

(注1) 件数及び金額は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致していない場合がある。

(注3) 上段（ ）書きは合計に対する割合を示している。



### 3. 平成23年度財務省における一者応札の改善状況

(単位：件)

年度	一者応札			改善分	前年度限り
	継続分	新規発生分	計		
20	-	-	1,564	-	-
21	557	458	1,015	450	557
22	451	386	837	245	319
23	380	404	784	186	271

(注1) 「継続分」とは、前年度も一者応札となっている契約をいう。

(注2) 「新規発生分」とは、新規に一者応札となった契約をいう。

(注3) 「改善分」とは、複数者応札に移行した契約をいう。

(注4) 「前年度限り」とは、前年度限りの契約をいう。

### 4. 財務本省における調達の特徴

(単位：件、億円)

		件数		金額	
			割合		割合
情報システム		59	16%	222	53%
庁費類	工事	25	7%	2	0%
	物品等購入	62	17%	3	1%
	物品等製造	28	8%	157	37%
	物品等賃借	15	4%	6	1%
	役務	178	48%	30	7%
	計	308	83%	199	47%
施設整備費		2	1%	1	0%
合計		369	100%	422	100%

(注1) 件数及び金額は、平成23年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致していない場合がある。